

米国通商代表部が 2018 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2018 年 4 月 30 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国通商代表部（USTR）は 27 日、2018 年版スペシャル 301 条報告書¹を公表した。

当該報告書は 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国（Priority Watch List）」、「監視国（Watch List.）」の 2 段階がある。USTR は、12 か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、24 か国を「監視国」として特定した。

【優先監視国】

中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、カナダ、チリ、コロンビア、ベネズエラ

【監視国】

タイ、ベトナム、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、メキシコ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、バルバトス、ジャマイカ、ボリビア、ブラジル、エクアドル、ペルー

（以上）

¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf>